

## 議案第7号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について

## 1. 条例改正の目的

前回の改正から10年以上経過し、その間に熊本地震や大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、能登半島地震そして新型コロナウイルスのまん延を経て、市の災害対策に求められる役割が大きくなっている。

その中で、防災に関する重要事項等の審議を行う防災会議の委員構成ごとに人数制限が設けられており、柔軟に多様な意見を反映することが困難となっているため、その制限を撤廃し、委員選定の段階で柔軟性と多様性をもたせるために条例改正を行う。

## 2. 条例改正の内容

第3条第5項に規定する防災会議の委員構成について次のとおり改正する。

- ①現委員数を踏まえ、委員の総数を「30人以内」とする。
- ②委員構成ごとに設けられている人数制限を撤廃する。
- ③委員構成に「前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者」を加える。

(参考) 現在の委員構成

構成	制限人数	現委員数
指定地方行政機関の職員	1人	1人
大阪府知事の部内の職員	4人以内	3人
大阪府警察の警察官	1人	1人
市長がその部内の職員のうちから指名する者	10人以内	9人
教育長	1人	1人
消防長及び消防団長	2人	2人
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	8人以内	8人
自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者	4人以内	4人

## 3. 施行期日

公布の日から施行する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第7号 交野市防災会議条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画・事業・<span style="border: 1px solid black;">条例</span> その他 ( )</p>														
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>															
<p>災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、交野市防災会議の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。</p>		<p>北河内他6市においては、条例上防災会議委員の細かな人数内訳は規定していない。</p>															
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>															
<p>前回の改正から10年以上経過し、その間に熊本地震や大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、能登半島地震そして新型コロナウイルスのまん延を経て、市の災害対策に求められる役割が年々大きくなっている。その中で、防災に関する重要事項等の審議を行う防災会議の委員構成ごとに人数制限があり、柔軟に多様な意見を反映することが困難となっているため、その制限を撤廃し、委員選定の段階で柔軟性と多様性をもたせるために条例改正するもの。</p>		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="1081 512 2119 592"> <tr> <td>総事業費</td> <td>国庫支出金</td> <td>府支出金</td> <td>市債</td> <td>その他</td> <td>一般財源</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>															
<p>昭和40年「交野市防災会議条例」制定 令和5年4月防災会議委員委嘱 令和7年1月防災会議にて条例改正案について審議 令和7年4月防災会議委員委嘱予定</p>		<p>まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</p>	<p>目 標</p>	<p>3. みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち</p>													
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>1 1. 防災・減災</p>	<p>分 野・方 針</p>	<p>1. 防災・減災対策の充実</p>													
<p>有・<span style="border: 1px solid black;">無</span>（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>1. 防災・減災対策の充実</p>	<p>施 策</p>	<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>													
<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>公布の日</p>															
<p>担当部局</p>		<p>担当課</p>		<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>													
<p>危機管理室</p>		<p>危機管理室</p>		<p><span style="border: 1px solid black;">有</span>・無 新旧対照表等</p>													

交野市防災会議条例（昭和40年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、<u>30人以内</u>とし、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 <u>—</u></p> <p>(2) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 <u>—</u></p> <p>(3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 <u>—</u></p> <p>(4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者 <u>—</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 <u>—</u></p> <p>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 <u>—</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は<u>—</u>、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 <u>1人</u></p> <p>(2) 大阪府知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 <u>4人以内</u></p> <p>(3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者 <u>1人</u></p> <p>(4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者 <u>10人以内</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 <u>8人以内</u></p> <p>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 <u>4人以内</u></p> <p>6・7 (略)</p>